

別表第②(通行制限品目)
1 火薬類及びがん具煙火

表 示		車両の種類	要 件	
項 目	品 目		積載数量	その他
火薬	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
爆薬	カーリット ダイナマイト 硝安爆薬 テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		5キログラム以下	
火工品	工業雷管		100個以下	
	電気雷管			
	信号雷管			
	導火管付き雷管		25個以下	
	銃用雷管		10,000個以下	
	実包		1,000個以下	
	空包			
	導爆線		100メートル以下	
	制御発破用コード		20メートル以下	
	導火線		2,000メートル以下	
	信号えん管		100個以下	
	信号火せん			
	その他火薬類取締法に規定する火工品		その原料をなす火薬 10キログラム又は爆薬5キログラム以下	
がん具煙火	がん具煙火			

2 高圧ガス(液化ガスを含む)

表 示			車両の種類	要 件		
項 目		品 名		積載数量	容器の内容積	その他
圧縮ガス	可 燃 性 ガ ス 及 び 毒 性 ガ ス	アセチレン エタン エチレン 塩化ビニル メチルエーテル 水素 ブタジエン 石油ガス 天然ガス 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) 塩素 アンモニア 塩化メチル (クロルメチル)	普通自動車及 び四輪以上の 小型自動車	ガス容積(温度 零度、ゲージ 圧力零キログ ラム毎平方セ ンチメートルの 状態に換算し た ガ ス の 容 積)60立方メー トル以下	120リットル未 満	高圧ガス保安 法その他関係 法令に定める 事項を遵守す ること。

		エチレンオキシド (酸化エチレン) トリメチルアミン 臭化メチル (プロムメチル) モノメチルアミン 硫化水素 亜酸化窒素 その他高圧ガス 取締法に規定する可燃性ガス及び 毒性ガス				
	酸素	酸素				
	不活性ガス	空気 窒素 二酸化炭素 ヘリウム アルゴン ネオン その他高圧ガス 取締法に規定する可燃性ガス、 毒性ガス及び酸素以外のガス		ガス容積(温度 零度、ゲージ 圧力零キログ ラム毎平方セ ンチメートルの 状態に換算し たガスの容 量)90立方メー トル以下		
液化ガス	可燃性ガス及 び毒性ガス	アセチレン エタン エチレン 塩化ビニル メチルエーテル 水素 ブタジエン 石油ガス 天然ガス 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) 塩素 アンモニア 塩化メチル (クロルメチル) エチレンオキシド (酸化エチレン) トリメチルアミン 臭化メチル (プロムメチル) モノメチルアミン 硫化水素 亜酸化窒素 六フッ化硫黄 その他高圧ガス 取締法に規定する可燃性ガス及	普通自動車及 び四輪以上の 小型自動車	600キログラム 以下	120リットル未 満	高圧ガス保安 法その他関係 法令に定める 事項を遵守す ること。

		び毒性ガス				
	酸素	酸素				
	不活性ガス	窒素 二酸化炭素 ヘリウム アルゴン その他高圧ガス 取締法に規定する可燃性ガス、 毒性ガス及び酸素 以外のガス		18,000リットル 以下	18,000リットル 以下	

3 毒物又は劇物

表 示		車両の種類	要 件	
項 目	品 名		積載数量	その他
毒物	無機シアン化合物を含有する 製剤(紺青、フェリシアン塩及 びフェロシアン塩のいずれかを 含有する製剤を除く。)で液体 状のもの フッ化水素 フッ化水素を含有する製剤 その他毒物及び劇物取締法 に規定する毒物であって液体 状のもの	普通自動車及び四輪 以上の小型自動車	1,000キログラム未満	毒物及び劇物取締法 その他関係法令で定 める事項を遵守する こと。
劇物	アンモニアを含有する製剤(ア ンモニア10%以下を含有する ものを除く。) けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルムアルデヒドを含有する 製剤(ホルムアルデヒド1%以 下を含有するものを除く。) その他毒物及び劇物取締法 に規定する劇物であって液体 状のもの (次に掲げるものを除く。) 1 水酸化トリアルキル錫、そ の塩類及びこれらの無水 物並びにこれらのいずれか を含有する製剤 2 ロダン酢酸エチル及びこれ を含有する製剤			

4 消防法別表に掲げるもの

表 示			車両の種類	要 件	
項 目	品 名	性状等		積載数量	その他
第一類・酸化性固体	塩素酸塩類	項目欄に掲げる第一類・酸化性固体とは品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第一号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	危険物の規制に関する政令別表第三備考第一号、第二号及び第三号に定める試験により分類される種類ごとに下記のとおり定める。 第一種酸化性固体 50キログラム未満 第二種酸化性固体 300キログラム未満 第三種酸化性固体 1,000キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	過塩素酸塩類				
	無機過酸化物				
	亜鉛素酸塩類				
	臭素酸塩類				
	硝酸塩類				
	よう素酸塩類				
	過マンガン酸塩類				
	重クロム酸塩類				
	その他のもので危険物の規制に関する政令第一条第1項に定めるもの				
	前記に掲げるもののいずれかを含有するもの				
第二類・可燃性固体	硫化りん	①項目欄に掲げる第二類・可燃性固体とは品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第二号に掲げる性状又は引火性を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は同備考第四号によるものとする。 ②その他、品名欄に掲げる物質については消防法別表備考第三号、第五号、第六号及び第七号によるものとする。		100キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	赤りん			100キログラム未満	
	硫黄			100キログラム未満	
	鉄粉			500キログラム未満	
	金属粉			危険物の規制に関する政令別表第三備考第四号及び第五号に定める試験により分類される種類ごとに下記のとおり定める。 第一種可燃性固体 100キログラム未満 第二種可燃性固体 500キログラム未満	
	マグネシウム				
	前記に掲げるもののいずれかを含有するもの				
	引火性固体			1,000キログラム未満	
第三類・自	カリウム	項目欄に掲げる	普通自動車及び	10キログラム未	消防法その他関

然 発 火 性 物 質 及 び 禁 水 性 物 質		第三類・自然発火性物質及び禁水性物質とは品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第八号に掲げる性状を示すものとする。ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは同備考第九号によるものとする。	四輪以上の小型自動車	満	係法令で定める事項を遵守すること。
	ナトリウム			10キログラム未満	
	アルキルアルミニウム			10キログラム未満	
	アルキルリチウム			10キログラム未満	
	黄りん			20キログラム未満	
	アリカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属			危険物の規制に関する政令別表第三備考第六号、第七号及び第八号に定める試験により分類される種類ごとに下記のとおり定める。 第一種自然発火性物質及び禁水性物質 10キログラム未満	
	有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。)			第二種自然発火性物質及び禁水性物質 50キログラム未満	
	金属の水素化物			第三種自然発火性物質及び禁水性物質 300キログラム未満	
	金属のりん化物				
	カルシウム又はアルミニウムの炭化物				
	その他のもので危険物の規制に関する政令第一条第2項に定めるもの				
	前記に掲げるもののいずれかを含有するもの				
第四類・引火性液体	特殊引火物	① 項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第十号に掲げる引火性を示すものとする。 ② その他、品名欄に掲げる物質については消防法別表備考第十一号から第十四号までによるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50リットル未満	① 第一石油類及び第二石油類の積載数量は非水溶性液体のものであり、水溶性液体はその二倍の量となる。なお、非水溶性及び水溶性液体については危険物の規制に関する政令別表第三備考第九号及び第十号によるものとする。 ② 消防法その他関係法令で定める事項を遵守す
	第一石油類			200リットル未満	
	アルコール類			400リットル未満	
	第二石油類			1,000リットル未満	

					ること。
第五類・自己反応性物質	有機過酸化物	①項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第十八号に掲げる性状を示すものとする。 ②品名欄に掲げる「前記に掲げるもののいずれかを含有するもの」については消防法別表備考第十九号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	危険物の規制に関する政令別表第三備考第十一号及び第十二号に定める試験により分類される種類ごとに下記のとおり定める。 第一種自己反応性物質 10キログラム未満 第二種自己反応性物質 100キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	硝酸エステル類				
	ニトロ化合物				
	ニトロソ化合物				
	アゾ化合物				
	ジアゾ化合物				
	ヒドラジンの誘導体				
	ヒドロキシルアミン				
	ヒドロキシルアミン塩類				
	その他のもので危険物の規制に関する政令第一条第3項に定めるもの				
第六類・酸化性液体	過塩素酸	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第二十号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	300キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	過酸化水素				
	硝酸				
	その他のもので危険物の規制に関する政令第一条第4項に定めるもの				
	前記に掲げるもののいずれかを含有するもの				

5 腐食性を有する物質

表 示		車両の種類	要 件	
項 目	品 名		積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。
	塩化スルフリル		400キログラム未満	

6 マッチ

表 示		車両の種類	要 件	
項 目	品 名		積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。

注

- 別表第②の品名欄に掲げる物質は、別表第①の品名欄に掲げる物質を含まないものとする。
- 別表第②の1から4までの品名欄に掲げる物質で、1から4までの二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。
- 別表第②の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬する場合の数量は、各品名毎の危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。
- 車両の種類は、道路運送車両法第3条に定めるところによる。